

1 市と事業者との清掃区分

室名		日常清掃		定期清掃		備考
		学校等	事業者	学校等	事業者	
音楽高校新校舎等	学習諸室	普通教室				
		理科室				
		理科準備室				
		家庭科室				
		家庭科準備室				
		図書室・コンピュ - タ室				
		コンピュ - タ準備室				
		生徒会室				
		進路指導室・資料室				
		和室				
		多目的教室				
音楽高校新校舎等	管理諸室	校長室				
		同窓会・資料室				
		事務エリア				職員室 注釈1
		普通科職員エリア				
		音楽科職員エリア				
		非常勤講師エリア				
		教員準備室				
		職員会議室				
		保健室				
		放送室				
		印刷室				
		教育相談室				
		カウンセリング室				
		更衣室				
		休養室				
給湯室						
音楽高校新校舎等	レッスン室等	レッスン室				
		打楽器レッスン室				
		ソルフェ - ジュ室				
音楽高校新校舎等	屋内体操場	舞台				
		アリーナ				
		倉庫				

		管理室						
		更衣室						
		便所						
		多目的便所						
	音楽ホール		ロビー					
			ホワイエ					
			ホール・ステージ					注釈2
			カウンター・事務室					
			観客用便所(男性)					
			観客用便所(女性)					
			楽屋ロビー					
			倉庫					
			ピアノ収蔵庫					注釈3
			打楽器収蔵庫					注釈3
			楽器収蔵庫					注釈3
			調光・音響調整室					
			更衣室					
			楽屋					
	楽屋便所							
	給湯室							
	共用部		昇降口					
			玄関					
			階段					
			便所					
			廊下					注釈4
			機械室					
			電気室					
倉庫								
ゴミ置き場								
地元施設等	地元施設	消防分団詰め所					注釈5	
		消防器具庫						
		自治会館						
	屋外施設		便所					
			多目的便所					
			倉庫					
関係	少年合唱団	事務室						
		団員室						

団体	子どもの音楽教室	事務室						
		控室・書庫						
ギャラリー等	ギャラリースペース	事務室					注釈6	
		倉庫						
		ギャラリースペース					注釈6	
		便所						
	ギャラリー(芸術大学サテライト)	エントランス						
		展示室 A						注釈7
		展示室 B						注釈7
		事務室						
		会議室						
		販売カウンター						
		倉庫1						
		倉庫2						
		荷捌き室						
		一時保管庫						注釈7
		便所						
多目的便所								

2 その他

(1) 各諸室の欄に のある箇所を学校等と事業者が分担するものとします。

(2) 備考欄の注釈については、次のとおりです。

各諸室の欄の についてので、次のとおりです。

ア 注釈 1: 職員室については、事業者によるゴミの収集とし、授業時間外の適切な時間に実施するものとします。また、併せて床の清掃等に配慮するものとします。

イ 注釈 2: 学校等の使用による場合は、学校等で清掃を行うものとします。

なお、年間のほとんどが学校使用となり、事業者は計画的に定期清掃を実施するものとします。

ウ 注釈 3: 楽器収蔵庫については、楽器の収蔵状況を確認し、定期的に清掃するものとし、実施に当たっては、学校と協議(教頭)するものとします。

エ 注釈 4: 廊下のうち普通教室の前の日常清掃については、学校等によるものとします。

オ 注釈 5: 地元施設の日常清掃は、地元で行うものとし、建物外部の窓、外壁については、事業者の定期清掃によるものとします。

カ 注釈 6: ギャラリースペース及び事務室の清掃については、美術品の展示期間中についての清掃(1箇のうち2週間程度を想定)とします。

キ 注釈 7: 展示室の清掃については、展示期間中の床の清掃を、また一時収蔵庫に美術品が収蔵されている場合は、清掃業務を行わないものとします。